



物価高騰対策住民税非課税世帯給付金

(追加給付)

物価高騰等に直面する低所得世帯に対し、物価高騰に伴う住民税非課税世帯給付金(追加給付)として、1世帯あたり7万円の現金を給付します。

■給付金の支給額 1世帯あたり7万円

■給付金の支給手続き

◎対象世帯 世帯全員が令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主(基準日:令和5年12月1日)

※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯および租税条約による免税の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯を除く。

◎支給方法

対象と思われる世帯には、市から支給通知書や確認書を送付しますので、内容を確認のうえ、ご返信ください。

※この給付金は、所得税等の課税および差し押さえの対象となりません。

- 住民税非課税世帯に対する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
- 自宅や職場などに、都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や警察署にご連絡ください。

圏・圏社会福祉課 (☎ 82-1174)



新入学学用品費(就学援助)の申請

◎入学前の3月に支給します

市では、児童生徒が小中学校に通う間、経済的な理由により給食費の支払いや学校用品等の購入が困難なご家庭に、その費用の一部を援助しています。

令和6年度に小中学校に入学する児童生徒に、就学援助のうち入学に必要な「新入学学用品費」を、入学前の3月に支給します。

入学予定の児童生徒がいるご家庭に、1月中旬から申請書を郵送します。就学援助の受給要件に該当する保護者で、入学前の受給を希望される人は、内容を確認のうえ申請してください。

◎対象 次のすべての要件に該当する人

- 令和6年3月1日現在で市内に住所を有する人

- 令和6年4月に小学校または中学校に入学する児童生徒の保護者

- 市の就学援助の受給要件に該当する人

◎申請期間

1月22日(月)~2月20日(火)
(土・日曜日、祝日を除く)

◎支給額 小学校 54,060円
中学校 63,000円

◎支給日 3月15日(金)

◎申請に必要なもの

入学通知書に同封した申請書、印判、振込先の口座通帳、本人確認書類(運転免許証など)

※詳しくはお問い合わせください。

◎申請場所

学校教育課、山陽総合事務所

圏学校教育課 (☎ 82-1202)